



# Total assist 超保険

## 改定のご案内

2020年10月1日  
以降 更新用

東京海上日動では、超保険(新総合保険)について、以下のとおり改定を実施します。  
本改定についてご理解賜りますとともに、引き続きご愛顧いただけますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。  
なお、以下の各項目は改定の概要を記載したものです。適用できる割引や特約等には所定の条件がある場合があります。  
各項目の詳細および各項目以外の改定内容につきましては、ご契約の代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

### 契約全体について

#### 「Webご契約内容一覧表」の新設 (2020年10月改定)

●2020年10月以降始期契約より、「Web証券」または「Web・更新案内ハガキ」をご選択いただいている場合の、ご契約内容一覧表の提供方法を、書面ではなくWeb(ホームページ)で閲覧<sup>\*1</sup>いただく方式(Webご契約内容一覧表)としました。

\*1 東京海上日動のホームページ内の契約者さま専用ページ(マイページ)でご確認いただけます。

### 自動車に関する補償について

#### 本人限定特約の新設 (2020年1月改定)

- 運転者を限定する特約として「本人・夫婦限定特約」がありますが、記名被保険者ご本人しかお車を使用されないケースも多く、「運転者を本人に限定する特約を新設してほしい」というご要望が多く寄せられていたため、「本人限定特約」を新設します。
- 本特約をセットしたご契約には、「本人限定割引」(8%割引)を適用します。
- 下表をご参考に、ご契約のお車を運転される方に合わせて特約のセットをご検討ください(ご契約のお車が主な自家用車の場合に設定いただけます)。

特約	運転される方				
	① 記名被保険者	② ①の配偶者	③ ①または②の 同居の親族	④ ①または②の 別居の未婚の子	⑤ 左記以外の方 (別居の既婚の 子や友人等)
本人限定特約 <b>NEW</b>	○	×	×	×	×
本人・夫婦限定特約	○	○	×	×	×
限定しない場合	○	○	○	◎	◎

◎:年齢問わず補償 ○:運転者年齢条件の範囲内で補償 ×:補償対象外

#### レンタカー費用補償の改定 (2020年1月以降の事故)

自然災害の影響によりレンタカーの借入れが困難となった場合等に備え、「車両搬送・応急対応・レンタカー費用等補償特約(15日)」ならびに「レンタカー費用等補償特約(事故時30日)」について、以下の改定を行います。

##### ① レンタカー以外の代車や、電車・バス・タクシー等の代替交通手段を利用した場合の費用を補償

自然災害の影響によりレンタカーの借入れが困難であると東京海上日動が判断した場合に、レンタカー以外の他の交通手段を利用した場合の費用をレンタカー費用に含めて補償できるよう、改定を行います。

##### ② レンタカー費用の支払対象日数を「借入日からの通算」から「延べ日数」へ変更

自然災害の影響により生じた修理工場の混雑等により、ご契約のお車の修理期間が長期化すると東京海上日動が判断した場合に、支払対象日数のカウント方法を「レンタカー借入日から連続して15日目または30日目までに借入れた日数」とする規定によらず、「延べ日数」でカウントするよう、改定を行います。本改定により、修理工場の混雑等により仮修理後に本修理を行う等、期間が空いてしまう場合でも、支払対象日数を上限として各修理期間中のレンタカーを借入れることが可能となります。

##### ③ レンタカー費用の支払対象期間制限(1年)の規定を廃止

ご契約のお車の修理に必要な期間が事故発生日から1年を超過し、その理由が自然災害の影響により生じた修理工場の混雑等の事情によるものと東京海上日動が判断した場合に限り、レンタカー費用の支払対象期間制限(1年)の規定を廃止します。

#### 人身傷害保険の逸失利益等の算出にかかわるライフニッツ係数の改定 (2020年4月以降の事故)

- 2020年4月に民法が改正され、法定利率が「年5%」から「年3%」になります。
- 人身傷害保険で、死亡や後遺障害による損害における「逸失利益」等の算出に用いる「ライフニッツ係数」を、上記改定に伴い、「年3%」の法定利率に基づき算出された値に改定します。

※人身傷害保険における年齢別の損害額目安を「重要事項説明書」に記載しておりますので、保険金額の設定にあたりご参照ください。

## ■保険料の改定

### (1) 保険料の見直し (2020年1月改定)

2019年10月の消費税増税および2020年4月の民法改正\*1に伴いお支払いする保険金が増加することや、ご契約条件ごとの保険金お支払い状況等を踏まえ、保険料の見直しを行います。実際にお客様にご負担いただく保険料は、個々のお客様により引上げとなるケースと引下げとなるケースがあります。

\*1 対人賠償責任保険や人身傷害保険における「逸失利益」等の損害に対する保険金は、将来得られたであろう経済的利益の損失を一括でお支払いします。その際、一括で受け取った保険金を運用して得られる額が将来の損失額と一致するように、「将来分の損失額」から「法定利率に基づく利息相当額」を差し引いてお支払いします。2020年4月の民法改正に伴い、法定利率が「年5%」から「年3%」に引き下がることにより「法定利率に基づく利息相当額」が減少するため、お客様へお支払いする保険金が増加します。

### (2) 型式別料率クラス制度の見直し (2020年1月改定)

保険料負担の公平化を図ることを目的として、型式という細分化された単位の集団における保険事故の実績をもとに、料率クラスを決定する「型式別料率クラス制度」を採用していますが、2018年に損害保険料率算出機構が実施した参考純率の改定に準拠し、以下の改定を行います。

なお、型式別料率クラスは「対人賠償・自損事故傷害」「対物賠償」「人身傷害・搭乗者傷害」「車両」それぞれについてクラス区分を設けており、この料率クラスは毎年1月1日付で見直しがされます。ご契約のお車に対する型式別料率クラスはご契約の始期日が属する年の1月1日に決定されたものを適用します。

#### ① 型式別料率クラス制度の改定

##### ● 自家用普通乗用車・自家用小型乗用車

型式別料率クラスを現行の9クラスから17クラスに細分化します。

保険料が最も低い現行クラス1は新クラス1とし、保険料が最も高い現行クラス9は新クラス17とした上で、クラス区分を細分化するものです。例えば、現行クラス1は新クラス1、現行クラス2は新クラス3とした上で、新クラス2を新クラス1と3の間に新設します。クラス間の保険料率較差は、現行の1.2倍から1.1倍へ縮小します。

##### ● 自家用軽四輪乗用車

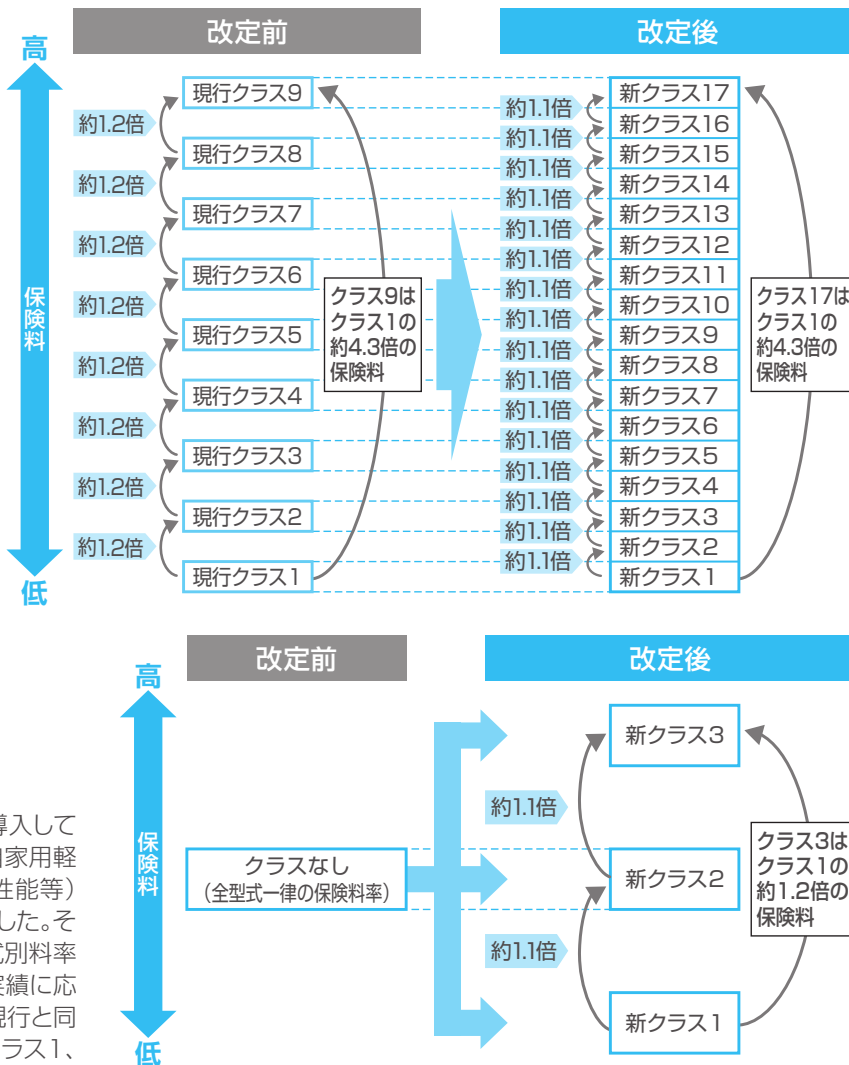
自家用軽四輪乗用車では型式別料率クラス制度を導入しておらず、全型式一律の保険料率としておりましたが、自家用軽四輪乗用車の普及が進み自動車ごとの特性(形状・性能等)が多様化し、事故実績にも差が見られるようになりました。そこで保険料負担の公平化を図ることを目的として型式別料率クラスを導入し、ご契約のお車の型式における事故実績に応じたリスク較差を保険料に反映します。具体的には、現行と同じ保険料水準をクラス2とし、リスクが小さい型式をクラス1、リスクが大きい型式をクラス3とします。

#### ② 自家用軽四輪乗用車におけるASV割引の改定

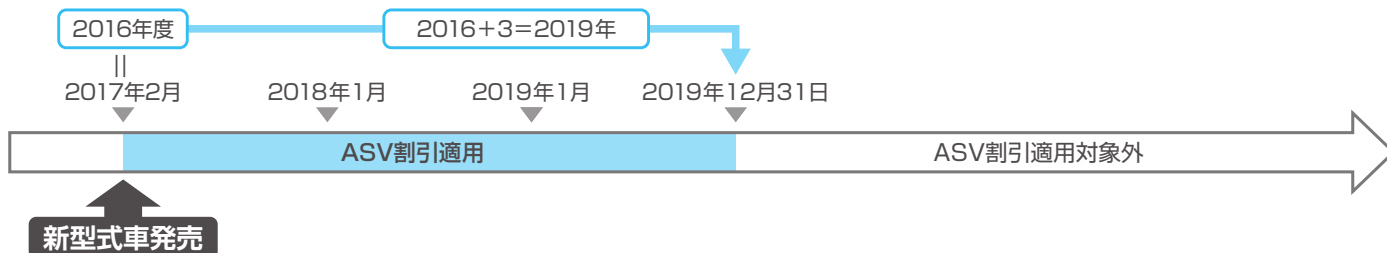
● 自家用軽四輪乗用車への型式別料率クラス制度の導入にともない、AEB(衝突被害軽減ブレーキ)\*2による保険事故の減少効果は型式別料率クラスに反映されるようになります。

● 型式別料率クラスは過去3年間の保険事故の実績に応じて毎年1月1日に見直すため、クラスに保険事故の実績が反映される「ご契約のお車の型式が発売された年度(4月始まり)に3を加算した年の12月末」より後に始期を迎える自家用軽四輪乗用車のご契約については、ASV割引(割引率9%)の適用対象外とします。

\*2 AEB(衝突被害軽減ブレーキ)とは、Autonomous Emergency Brakingの略で、「自動車が前方障害物との衝突を回避するため、または衝突速度を下げるために自動でかけるブレーキ」をいいます。各メーカーごとにAEB装置の名称が異なりますので、詳細は代理店または東京海上日動までお問い合わせください。



例：ご契約のお車が2017年2月に発売した型式の場合



### (3)各種割引の改定

#### ①本人限定特約新設に伴う改定 (2020年1月改定)

- 本人限定特約(8%割引)を新設します。
- 更に、本人限定特約を付帯したご契約のゴールド免許割引を拡大します。運転者年齢条件が「年齢を問わず補償」・「21歳以上補償」の場合は10%割引、「26歳以上補償\*3」・「35歳以上補償\*4」の場合は15%割引とします。

	改定前			改定後		
	運転者限定特約割引率	ゴールド免許 割引率		運転者限定特約割引率	ゴールド免許 割引率	
		年齢を問わず補償 21歳以上補償	26歳以上補償 35歳以上補償		年齢を問わず補償 21歳以上補償	26歳以上補償 35歳以上補償
本人限定特約	—	—	—	8%	10%	15% <b>NEW</b>
本人・夫婦限定特約	6%	7%	12%	6%	7%	12%
上記特約をセットしない場合	—			—		

\*3 ご契約のお車が原動機付自転車以外の場合に設定いただけます。

\*4 ご契約のお車が主な自家用車の場合に設定いただけます。

#### ■その他の改定 (2020年1月改定)

下表のとおり改定を実施します。

(1)車両搬送・応急対応・レンタカー費用等補償特約(15日)の改定	車両搬送・応急対応・レンタカー費用等補償特約(15日)について、以下の改定を実施します。 ①タイヤ単独損害時(パンク等)のレンタカー費用等の諸費用補償対象化 タイヤまたはタイヤのチューブの単独損害においても、ご契約のお車が走行不能となり修理工場等へ搬送された場合に限り、レンタカー費用、車両引取費用および代替交通費用を補償するよう改定します。 ②代替交通費用の改定 a.タクシー費用の限度額を「1台につき1万円」から「1回の事故等につき3万円」に変更します。 b.「ご契約のお車が修理工場等へ搬送された時または盗難され被保険者の管理下にない状態となった時から24時間以内に代替交通を利用した場合に限る」とする代替交通のご利用時間の制限規定を廃止します。
(2)車両保険における付属品の定義の改定	ドライブレコーダーの損害につき、改定前はご契約のお車に定着*1されている場合にのみ、ご契約のお車の付属品として補償していましたが、ご契約のお車に両面テープ等で固定されている場合も付属品として補償するよう改定します。 *1 ボルト、ナット、ねじ等で固定されており、工具等を使用しなければ容易に取りはずせない状態をいいます。
(3)対物賠償責任保険等における「電車等運行不能時」の補償追加	ご契約のお車が線路内に立ち入り電車との衝突等の物損がない場合であっても、電車等を運行不能にさせたときの損害(振替輸送費用等)を対物賠償責任保険や被害者救済費用等補償特約等の補償対象とします。
(4)積載危険物の火災等に起因する対物事故における規定の変更	対物賠償責任保険において保険金額が30億円を超える場合であっても、ご契約のお車に積載されている危険物の火災等に起因する事故のときには支払限度額が30億円となりますが、業務外として積載している危険物の場合は、支払限度額を適用せず保険金額を限度に補償するよう改定します。
(5)搭乗者傷害特約(一時金払)における入通院給付金の区分の変更	歯の脱臼における入通院給付金の額を「30万円」から「10万円」に改定します。
(6)対物賠償責任保険の免責金額(自己負担額)規定の改定	免責金額を設定できないよう改定します。

## からだに関する補償について

### ■収入補償および介護補償の新発売

2017年10月に発売した働けなくなるリスクに備える「5疾病収入補償」の補償内容を拡充し、ほぼすべての傷病を補償対象とした「収入補償」を発売します。

また、介護リスクに備える「介護補償」も同時に発売します。

\*トータルアシスト超保険(新総合保険)の保険期間の初日が2019年12月31日以前の場合も、2020年1月1日以降は保険期間の途中でこれらの補償を追加することができます。

#### (1)収入補償について (2020年1月新発売)

##### ①補償内容

病気やケガで働けなくなったときや要介護状態\*1になったときに、保険金をお支払いします。

また、新たに健康状態告知を行うことなく、介護補償への切替えが可能です。

\*1 要介護状態とは、病気やケガによって公的介護保険制度に基づく要介護2以上の認定を受けた状態をいいます。

##### ②主な特約・サービス

お客様のニーズに幅広くお応えするため、「仕事と介護の両立サポート特約」や「5疾病および傷害重度後遺障害による就業不能等のみ補償特約」、「初回保険金額変更に関する特約(50%用)」をラインナップします。



## (2)介護補償について 2020年1月新発売

要介護状態\*1になった場合、保険金をお支払いします。また、「仕事と介護の両立サポート特約」をセットすることも可能です。

## (3)5疾病収入補償の新規引受停止 2020年1月改定

収入補償の新設に伴い、5疾病収入補償の新規のお引受けを停止します\*2。既に5疾病収入補償をご契約いただいているお客様におかれましては、後記「**5疾病収入補償の取り扱い**」をご確認ください。

\*2 トータルアシスト超保険(新総合保険)の保険期間の初日が2019年12月31日以前の場合も、2020年1月1日以降は保険期間の途中でこの補償を追加することはできません。

## 5疾病収入補償の取り扱い 2020年1月改定

前記「**収入補償および介護補償の新発売**」のとおり、5疾病収入補償のお引受け停止に伴い、現在ご契約いただいている5疾病収入補償につきましては、「5疾病および傷害重度後遺障害による就業不能等のみ補償特約」をセットしたうえで、収入補償として自動更新します。これに伴い、保険金額は同額で更新されますが、保険料は更新前の保険料と異なることがあります。

なお、新たに健康状態告知を行っていただくことで、「5疾病および傷害重度後遺障害による就業不能等のみ補償特約」をセットしない収入補償に変更して更新することも可能です(ただし、告知内容により変更できない場合もあります。)

### <主な改定概要>

	改定前		改定後	
補償種類	5疾病収入補償		収入補償	
てん補期間	60歳、65歳または70歳満了のいずれか		70歳までまたは10年間のいずれか長い方	
特約	傷害重度後遺障害による就業不能等補償特約	セットあり セットなし	5疾病および傷害重度後遺障害による就業不能等のみ補償特約	自動セット

## 人身傷害および人身疾病の逸失利益等の算出にかかわる ライプニッツ係数の改定 2020年4月以降の事故

- 2020年4月に民法が改正され、法定利率が「年5%」から「年3%」になります。
- 総合補償条項における人身傷害および人身疾病で、死亡や後遺障害による損害における「逸失利益」等の算出に用いる「ライプニッツ係数」を、上記改定に伴い、「年3%」の法定利率に基づき算出された値に改定します。

## 特定感染症危険補償特約等の改定 2020年2月以降の発病に適用

- 傷害定額の「特定感染症危険補償特約」および総合補償条項の「特定感染症危険担保特約」の補償対象となる感染症について、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下、感染症法)」における一類感染症、二類感染症または三類感染症に加え、「政令により一類感染症から三類感染症と同程度の措置が講じられている指定感染症」\*1についても対象とします。\*2
- 総合補償条項の「特定感染症危険担保特約」においては、「感染症法上の就業制限\*3が課された場合は入院したものとみなし、入院保険金をお支払いする改定」をあわせて実施します。\*2

\*1 2020年に感染が拡大した新型コロナウイルス感染症は、2020年6月1日現在、感染症法上の「指定感染症」ですが、政令により一類感染症または二類感染症と同程度の措置が講じられておりますので、本改定により補償対象となります。

\*2 本改定は2020年2月1日以降の発病に対して適用します。ただし、新たに本特約にご加入される場合は、保険期間の初日(特約をセットした日)からその日を含めて10日以内に発病されたときは保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

\*3 新型コロナウイルス感染症による就業制限を含みます。

### ペットネーム・略称等一覧

ペットネーム・略称等	正式名称	ペットネーム・略称等	正式名称
本人限定特約	運転者本人限定特約	収入補償	介護のみ補償特約をセットしていない収入補償条項
本人・夫婦限定特約	運転者本人・配偶者限定特約	介護補償	介護のみ補償特約をセットした収入補償条項
車両搬送・応急対応・レンタカー費用等補償特約(15日)	車両搬送・緊急時応急対応・レンタカー費用等補償特約	仕事と介護の両立サポート特約	介護補償保険金特約(要介護2用)
レンタカー費用等補償特約(事故時30日)	レンタカー費用の補償日数等に関する特約(事故時30日限度)		

# MEMO

※このチラシは、トータルアシスト超保険のご契約を対象としております。

※「トータルアシスト超保険」「超保険」は、東京海上日動の「新総合保険、住まいの保険、地震保険」、東京海上日動あんしん生命の所定の生命保険のペットネームです。

※このチラシは、2020年1月以降に実施の超保険改定の概要を記載したものです。適用できる割引や特約等には一定の条件がある場合があります。なお、ご契約にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。また、詳しくは「ご契約のしおり(約款)」をご用意しておりますので、必要に応じて代理店または東京海上日動にご請求ください(「ご契約のしおり(約款)」はホームページでもご確認いただけます。)。ご不明な点等がある場合には、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

※ご契約に関する個人情報、東京海上日動プライバシーポリシーにもとづき取り扱います。詳しくは、東京海上日動のホームページをご参照ください。

※「総合補償条項」の補償が満期を迎える場合、満期を迎えた後の更新契約には、このチラシにおいてご案内した商品改定の内容に加えて、過去に実施済みの改定についても適用します。

※このチラシに記載した改定内容以外の改定も適用する場合があります。詳しくは、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

#### 事故のご連絡・ご相談は

東京海上日動安心110番(事故受付センター)



**0120-110-894**

受付時間：24時間365日

お問い合わせ先

#### 超保険に関するお問い合わせは

超保険カスタマーセンター

音声案内をお聞きいただき、ご希望のサービス番号をお選びください。



**0120-323-523**

受付時間：平日午前9時～午後8時、土日祝日午前9時～午後6時(年末年始は除く)

#### 東京海上日動火災保険株式会社

東京都千代田区丸の内1-2-1 〒100-8050

[www.tokiomarine-nichido.co.jp](http://www.tokiomarine-nichido.co.jp)